

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②評価調査者研修了番号

sk2021003
sk2021004
s2021001
H0013
H0152
H0082

③施設名等

名 称 :	札幌育児園
施設長氏名 :	千葉 徹
定 員 :	28名
所在地(都道府県) :	北海道
所在地(市町村以下) :	
T E L :	011-591-6601
U R L :	http://www.ikujien.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1906/1/15
経営法人・設置主体(法人名等) :	社会福祉法人札幌育児園
職員数 常勤職員 :	24名
職員数 非常勤職員 :	
有資格職員の名称(ア)	社会福祉士
上記有資格職員の人数 :	7名
有資格職員の名称(イ)	保育士
上記有資格職員の人数 :	9名
有資格職員の名称(ウ)	栄養士
上記有資格職員の人数 :	1名
有資格職員の名称(エ)	臨床心理士・公認心理士
上記有資格職員の人数 :	4名
有資格職員の名称(オ)	調理師
上記有資格職員の人数 :	3名
有資格職員の名称(カ)	
上記有資格職員の人数 :	
施設設備の概要(ア)居室数 :	29室
施設設備の概要(イ)設備等 :	食堂・体育館・フリースペース・ショートステイ個室
施設設備の概要(ウ) :	
施設設備の概要(エ) :	

④理念・基本方針

理念：子どもの人権を擁護し、子どもの最善の利益を追求する。

基本方針：

- ①子どもの生きる権利、生活する権利、発達する権利、教育を受ける権利を保障し、子どもの自立支援を行うこと。
- ②家族の再統合に向け、親子関係の調整や、家庭環境の改善など家庭環境調整を行うこと。
- ③子育て家庭が持つ子どもの福祉に関する問題について解決への支援を行うこと。

⑤施設の特徴的な取組

子どもの権利擁護。児童自立支援基金。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2022/4/9
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2023/1/24
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和元年度

⑦総評

<評価の高い点>

1. 「ライフストーリーワークを通して」

施設では、子どもとともに生い立ちを受け止める重要性を認識して、3年前から「ライフストーリーワーク」を実践しています。子ども自身が出生や生い立ちを知ることは、子どもが自分自身を知り、自分は自分であっても良いという自己形成をするために不可欠だと捉えています。

保護者との交流が難しい中、自分の生い立ちを知らないことで悩む子どもや、卒園後に、一人で抱え込み苦しむ例がありました。これらを踏まえて、全在園児について、児童相談所等から情報を収集しています。入所前の写真を探したり、近い親族から出生にまつわるエピソードを聴き取ったりすることで、保護者との交流に繋がった例もあります。

担当職員を中心に、主任や心理職、家庭支援専門員が関わり、子どものために、今できることを見直しています。子どもの発達状況に応じて、自らの生い立ちや家族との関係を整理し自分を大切にしながら成長していくことを支援しています。

2. 「リービングケアとアフターケアの関連性」

リービングケアは、高校入学時からの3年間を通して、退所後の1人暮らしを想定して行われています。特に家計管理は、1か月間の生活費を具体的に経験できるように全体をシュミレーションしながら練習をしています。

また、日々の生活で職員と調理をしています。就職が近い子どもは、必ずアルバイトをさせて、仕事を通して自分自身への気付き・理解に繋がっています。このように様々な場面から、失敗を繰り返す経験を恐れず、実効性のあるスキルを学んでいます。

退所児童自立支援担当の配置があり、退所後の不安や戸惑い躓きを受け止め、相談できる拠り所として生活の安定をサポートしています。フードバンクの食材を訪問して届け、遠方の場合には郵送しています。家庭訪問に加えて、電話やライン等で連絡を取り合い、この3年間の退所児童とは、全員に連絡が取れる状態にあります。リービングケアでの気付きがアフターケアとなり、アフターケアでの気付きをリービングケアに反映させています。

3. 「生活場面を活かした心理職の役割」

3名の常勤の心理職は、それぞれにユニットを担当しています。生活場面で子どもと接しながら、担当職員とともに具体的な支援方法を一緒に考えています。心理職が生活場面に入ること、心理プログラムを受けている子どもだけではなく、心理面接に応じない子どもについても、子どもの様子を生活場面で把握して、全在園児のアセスメントに活かしています。

コロナ禍では、感染対策に則ったレクリエーションの企画を出して、子どものストレス緩和に繋がりました。

また、心理職が現場にいることは、担当職員に対する心理面のコンサルテーションを日常的に行うことが可能になります。状況に応じて心理職が保護者対応を担うことで担当職員の負担軽減ともなっています。

不登校の事例では、担当職員とともに学校へ赴き、子どもに対する理解を学校と共有することで、学校環境と教師との協力体制を整え、改善に繋がりました。

このように、心理職は、担当職員とともに、生活場面で子どもに関わることの重要性を認識し実践しています。

<質の向上のために求められる点>

1. 「プライバシー保護への配慮が反映されたケアマニュアルの作成」

子どもたちがお互いプライバシーに配慮した生活ができるように、相部屋では家具のレイアウトでプライベートの空間を確保し、着替えが見えないようにするなどの工夫をしています。また、個室への無断入室をしないことや人の物品を勝手に触らないことなどを日常的に伝え、指導しています。

ケアマニュアルは幼児・小学生・中学生・高校生に分別されており、起床から就寝までの時間に対応して子どもの動き・留意点・職員の動きが細かく記されています。また、身体と生理機能の発達についての解説と具体的な支援方法も添付されています。職員はこのマニュアルを基に、子どもたち個々の課題に向き合い、同年代でも一律ではなく、子どもの能力に即した支援を行っています。

しかし、支援実践の根幹となるケアマニュアルには、子どものプライバシー保護に関わる基本的な留意点や、排せつや入浴をはじめとする子どものプライバシー保護に関わる支援方法が、盛り込まれていません。

子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもの人権を尊重した養育・支援において重要な留意点です。職員が、子どものプライバシーとは何かを理解し共有して、日々の支援の中で配慮する必要があります。

今後、小規模グループケアへ移行するにあたり、子どものプライバシー保護への必要な配慮について見直し、ケアマニュアルに反映することに期待します。

2. 「実践の見える化を図る」

施設長を中心に、全職員が子どもの豊かで充実した生活の保障を目標に養育・支援しています。しかし、都度の口頭伝達による迅速な対応と職員間の引継ぎノートはありますが、実践の記録が文書化されていない部分が散見されます。

相談・要望の受付から解決に至る経過、自立支援計画と個別援助計画アセスメント等を記録によって示すことは、専門職の社会的責務です。

また、感染症対策においてはマニュアルが作成され、具体的な訓練が行われています。感染に限らず有事には、施設長による参集体制となっています。施設長の対応が難しい場合には、副施設長・主任へと流れていく代行体制が示されています。施設に感染症対策委員会はありますが、今後は必要な組織体制です。

これらを踏まえて、更に、札幌育児園のケアワーク・ソーシャルワークが「実践の見える化」することで質を高めるように期待します。

3. 「中長期ビジョンと職員意見の反映」

中・長期計画は、単年度の「児童養護施設札幌育児園 事業計画」の中に短期事業計画と共に上部に記載されています。また、計画は別紙の「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」にもより、施設が運営されています。

但し、中・長期の計画としては、簡易な記載なので計画書だけでは施設運営のビジョンを明確にイメージするのは困難です。このため計画策定後の評価・見直しは、随時変更の都度に職員の理解を待たず進行せざるを得ません。

職員の日々の支援の積み重ねを包括していくのが計画でもあります。施設が一つの組織として存続するためにも職員の参画を十分に得て、PDCAの展開が可能な立案を期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

事実誤認による評価コメントが数十カ所あります。それを指摘しても訂正されないのは納得できません。

⑨第三者評価結果

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】	
法人理念に基づいた児童養護施設としての「理念・基本方針」がホームページに記載されている。職員には会議・研修で内容の理解を促している。子どもには育成・支援の実践そのものが理念と基本方針となるように努めている。保護者にはお便りにスマホからHPを読み取れるURLを付けて周知しており、関係機関等の地域に配付するパンフレットに関しても同様に行う予定である。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
施設経営をとりまく環境としては、2018年度から開始している「小規模化かつ地域分散化、高機能化及び・機能転換に向けた整備方針（計画）」に基づき経営状況を把握・分析している。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】	
「小規模化かつ地域分散化、高機能化及び・機能転換に向けた整備方針（計画）」を進めるうえでの課題として、入所定員を減らすことに伴う収支と財務のバランスを図った。並行して、分園型ケアの3棟で建築を計画し、小規模化に対応できるように職員の人材育成に努めてきたが、2022年に入ってからの世界情勢で建築資材も含めた諸物価は高騰した。しかし、既存の設計図を破棄し、予算内で対処するために2棟の建築に変更するなど柔軟に対応している。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】	
中・長期計画は、「児童養護施設札幌育児園 事業計画」に記載されている。「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」（計画）をもとに柔軟な対応ができる体制を取っている。但し、中・長期計画としては、簡易な記載ゆえに計画書のみからビジョンを明確にイメージするのは困難を極める。本項目に留まらない多面的且つ領域横断した評価によってのみ可能な状況である。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】	
単年度計画は、2年間の短期事業計画に基づき5つの事業内容が記載されている。施設の方針により、年度に在籍する子どもに使われるように措置費を単年度予算として全額執行している。小規模化に向けて入所定員を減らしてきた。2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症のパンデミックもあり運営の苦労が窺える。前項目同様に単年度事業計画書のみからの理解は困難を極める。多面的に領域横断した評価によってのみ可能な状況である。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】	
中長期と単年度の事業計画の策定と見直しは、全員参加の職員会議で計られている。但し、元の事業計画書をPDCAのPとしたときにDCAの経過を読み取ることができない。しかし、計画書以外の事業経過の書面からは理解できた。施設は、計画の変更の都度に会議録のファイルを更新して職員の理解を促している。本項目は、ガイドライン上、元の事業計画を職員が理解するところまでが求められる。	

	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
【コメント】	事業計画は、子どもには居室集会等の他、担当職員から個別に伝えられている。保護者等には面談時に説明する他、定期に配付しているお便り「KID」に印刷したQRコードからホームページから事業計画を閲覧しやすくしている。	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
第三者評価の評価基準項目で自己評価の他、児童養護施設協議会の自己チェックシートへの記入を行っている。「職員の心得」「北海道児童養護施設ケア基準」（札幌児童養護施設研究会）を用いて職員の質を担保している。第三者評価に関する職員体制として担当者を配置している。受審年度には、評価結果から課題をあげて分析している。		
【コメント】	② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
第三者評価基準を使用した自己評価表が毎年度綴じられており、職員個々が評点をつけたコメントのある欄がみられる。受審年度の自己評価の評点がポジティブであり、第三者評価本来の自己評価による改善点が見出されていない。着眼点のみをチェックしていたので、今後は、項目の理解による改善のために、ガイドラインの解説ページを参照することやグループによる協議を期待したい。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
施設長は、社会福祉は科学である、という信念から職員を指導している。「職員の心得」「北海道児童養護施設ケア基準」（札幌児童養護施設研究会）を中心に職員へ配布し統一した研修を継続している。副施設長を配置し、有事の体制を整えている。		
【コメント】	② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
児童養護施設として一番肝要な措置児童の権利擁護、権利侵害防止を徹底すべく規定の見直しを行っている。文書だけでなくケアワーク実践で職員が躓かないように基本と原則を学べる独自の研修により研鑽させている。現在も、就業規則と公益通報制度、パワハラ等の規定を修正している。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
【コメント】	① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、経営の方針を変えることなくリードし、かつては大舎だった児童養護施設を小規模化かつ地域分散化、高機能化及び・機能転換に向けた計画の実現を目指している。小規模化後の台所では、職員が食事作りも行うことになる。調理を不安に思う職員の声を聞いて、毎週水曜日に職員が摂る昼食を作るといった訓練の場を設けた。		
【コメント】	② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、人事・労務・財務等の経営全般に決定権を持つている。小規模グループケアへの移行期で、入所している子どもの自然減に任せてきた。定員を減らすことと職員数等の支出のバランスでは、一番辛い時期を迎えることになる。資金の借り入れをしない施設整備を進める方針から、あらゆる経費の節約に努めるように指導力を発揮している。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
【コメント】 ① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
小規模化によりリーダーを養成する必要はある。しかし、育成予定の職員が積み上げた研修なかばで退職することも多く、定着が困難である。児童養護施設の全国的な変革期にあり、先が読めない難しさから具体的な人材の計画立案が不能となっている。第三者評価は監査を満たしていることを前提に、質向上のためのPDCAの展開を評価する。中長期計画及びこれを反映した単年度計画、そして本項目にある人材に関する具体的な計画の在りようを問う。今後に期待したい。	
【コメント】 ② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
年功序列の賃金体系を取り職員の生活安定を旨に人事考課を行わない方針を貫いている。「職員の心得」に期待する職員像があるので、キャリアパスなどのを明確にして職員が自分の将来像を描くことができる人事考課に替わる基準が期待される。	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
【コメント】 ① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
2022年4月より「ハラスメント防止に係る規則」を策定している。人材の確保・定着の観点からも、児童養護施設勤務の魅力を高める労務管理に努めている。但し、ハラスメント対策は規定されているが、相談窓口を明記すること、就業規則の懲戒規定との連動性を明確にさせることが期待される。	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
【コメント】 ① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
スーパーバイザーとの面談が全職員となされ、目標面談とメンタルヘルスの要素を兼ね備えている。スーパーバイザーの職務記録はあっても、個人的な事情もあるので面談内容は、他の役職との共有はされていない。個々の目標とすることに課題があり、解決に他の職員の関与を必要とする場合に限って内容は伝えられる。スーパーバイザーの個人判断に委ねられている責任は重い。目標面談が、より機能するためには、職員の目標達成に向けた努力や実績が組織として記録され、施設運営と経営の立場としても評価可能な目標管理に期待したい。	
【コメント】 ② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
小規模化の計画以降は、グループリーダー養成の研修が中心になっており、可能な限り積極的に受講するように職員へ要請している。全国的な児童養護施設の変革期につき、先の見通しが立てられない困難から研修計画の策定は形骸化している。今後は、小規模化をよい機会と捉えて、施設としての教育・研修に関する基本方針や計画を改め、PDCAが可能な教育・研修が実施されることに期待したい。	
【コメント】 ③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
研修は、初級、中級、上級、基幹と内容が分かれ、業務の習熟度により職員を受講させている。外部研修はもとより、個別的なOJTが行われている。目下の課題である小規模化に向けて必要に迫られた研修を優先させているので受講や学習会が十分とまではいえない。今後は、現状に対応した研修内容へ見直して、職員の参加がより確保されることが期待される。	

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【コメント】	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
2020年以降のコロナ禍における実習生受け入れの難しさはあったが、学校との連携を図り、感染対策を万全に継続している。社会福祉士養成プログラムの文言は、相談援助からソーシャルワークに変更した。ソーシャルワーク機能全般の実習が積めるようにプログラムの見直しを2023年度以降は必要になる。資料からは、社会福祉士養成プログラムの見直しに着手した様子はみられない。「ケアワークはソーシャルワーク」である当該児童養護施設のバージョンアップしたプログラムに期待したい。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
ホームページやパンフレットで理念、基本方針を掲げ、ホームページでは事業計画・報告、決算報告、第三者評価の受審結果を公開している。また、ブログのページを追加して、子どもの日々の様子を掲載することにより施設運営を理解する機会としている。苦情に関しては、公開にそぐわないとして第三者委員会で判断されて「苦情0件」と公表されている。苦情受付は要望・意見も含まれていることから、苦情に限らず、真摯に受けている実態を公開することで更に施設運営の透明性が確保されることが期待される。		
【コメント】	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
内部監査を定期的に行い、会計事務所の外部監査を受けている。公正で透明性の高い適切な経営・運営に努めている。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
子どもと地域とのこれまでの関わりから、施設の子どもであることをおぼえていた店員がトラブル時には助けてくれたエピソードがある。施設の立地が昭和48年からあり、旧知より近隣には子どもへの暖かい眼差しがある。子どもは町内の運動会を楽しみにしているが定員削減で幼児受け入れが止まり、参加する小学生数自体が少ない。中高生ともなると部活動等が忙しく、町内会活動への参加が減っている。しかし、花壇作りに参加する大学生はいるので、多忙な中高生でも施設の働きかけで地域活動へ参加することも不可能ではない。施設には地域支援機能として地域活動と地域公益取組の部門があり職員が役割を担っている。部門を横断して、地域と子どもの交流が更に促進されるように働きかけることを期待したい。		
【コメント】	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
学生ボランティアは可能な限り受入れ対応し、開始時には説明を行い、振り返りでアドバイスをしている。子どもがボランティアと活動する際には、保護者へボランティア受け入れを事前に連絡することで、子どもとの面会・外出と重ならないようにしている。学習ボランティアであるスタディメイトの登録用紙や利用記録はあるものの、理髪ボランティアに関しては長年にわたる付き合いもあって申込・登録記録がない。今後は必要な書面の整備と実施の記録が望まれる。また、子ども・保護者・ボランティアに事前説明する職員が使用する具体的なマニュアルの整備にも期待したい。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【コメント】	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
社会資源に関するリストや資料は、職員室に保管され、職員へ周知の上、すぐに活用できる状態にしている。ケース会議・要保護児童対策地域協議会などの内容に応じて職員へ伝えられる。子どもの進路や退所後の見直しについて児童相談所と協議している。退所後の子どもへの継続的な支援のため、勤務先やグループホームなどから生活状況を把握し、関係機関と連携している。		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【コメント】	① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
施設が町内会の活動に参加した時の何気ない会話から地域の生活課題を拾うようにしている。施設が立地する居住地には高齢者が多いため、2020年から続いた新型コロナ感染症予防のため集まりの中止状態が続いている。施設に併設の児童家庭支援センターでは、保護者からの緊急性の高い相談には電話に留まらない家庭訪問を実施している。電話相談には心理士も対応しており、カウンセリングからも福祉ニーズの把握をするようにしている。		
【コメント】	② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
2022年度の高齢者サロンはコロナ禍により、町内会長と活動休止の連絡と今後の協議をしている。タームケアでは保護者からのSOSを受け、併設の児童家庭支援センターへつなげている。災害時には、施設に避難できることを住民へ周知している。災害の備蓄物品リスト作成と定期的な管理で、どこに何があるかを全職員が把握している。2年毎に見直される短期事業計画には、地域における公益的な取組として藤野地区高齢者交流及び介護予防活動があげられている。計画に具体的な記載はないが、多目的に利用できるスペースを設け、将来的には高齢者サロンや子育てサロンなど地域支援を展開するビジョンがある。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
職員共通の理解のために、倫理綱領が年度初めに配布され、施設長から話がある。講義後には、チェックリストにて理解度の確認を行っている。年間に受講した研修内容は、報告と資料の閲覧を職員間で行っている。子どもの居室グループの会議で、個々の困りごとや近況変化を職員が聴き取っている。日々の支援は、学齢別のケアマニュアルを使用しているが、子どもの尊重や基本的人権配慮として具体的な記載には不十分な面がある。改訂に着手していく際には、子どもの個性性と生活の変化に対応した内容に期待したい。		
【コメント】	② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
二人部屋では、家具のレイアウトを工夫し、プライベート空間を作っている。職員は、子ども同士がプライバシーに配慮した生活ができるような留意事項を日常的に伝えている。職員は、子どもの前で他児のプライバシーに関わる話をしていないようにしている。規定集「権利擁護の取り組み」において、「プライバシー保護の対応について」が記載されているが、ケアマニュアルには具体的に反映されていない面がある。プライバシー保護に配慮した養育・支援のために、マニュアルの見直しを期待したい。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【コメント】	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
施設を紹介するパンフレットを小児科病院・児童会館・児童家庭支援センター等に置くようにしている。利用予定のある保護者や子どもの見学希望には、もれなく対応している。ホームページには子どもの様子が適時に更新されて生活イメージがつきやすくなっている。ホームページを見ての問い合わせも多いため、パンフレットにQRコードや施設見学が可能であることを加えた。		
【コメント】	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
入所時の子ども・保護者へは、パンフレットやしおりを使用し、理解度に合わせるとかみ砕いて説明している。広報誌などへの写真掲載の同意書は書面に残しており、連絡の取れない保護者へは児童相談所を經由して同意を求めている。同意に配慮が必要な保護者や理解の難しい子どもには具体例を示して説明している。年に2回、子どもの様子を伝える通信「KID」を発行しており、ホームページのQRコードと共に保護者へ郵送している。		

【コメント】	③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>子どもが家庭へ戻れるように、ファミリーソーシャルワーク（家庭関係調整）の記録等を綴っている。措置変更については、児童相談所との連絡内容も記載されている育成記録のコピーを措置先の施設へ渡している。子どもが移行先の施設での不安を最小限にスタートできるように、現任と新任の職員とで事前打ち合わせをし、転校先での必要な物品を揃えておくなどの準備をしている。子どもがグループホームへ生活の拠点を移し、就職する場合は、世話人や就労先の管理者等の関係者に、配慮してほしい点や予測されるトラブルとその予防方法などを伝えている。退所後の相談窓口は、子どもの特性に合わせ、事前に口頭や書面で分かり易く教えており、支援が途切れない配慮をしている。</p>		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>嗜好調査は栄養士が分析し、メニューへ反映させている。子どものグループ集会から出た要望は職員で検討している。日々の生活から出た子どもの要望は連絡日誌に記録し、実現可能性を検討後、要望に添えない場合は理由を説明している。保護者からの要望は、面接や電話等の会話から把握している。しかし、保護者が子どもの通塾について「できないと思っていた。」といった先入観を持っている場合もある。施設の特長として保護者が施設に遠慮したり、関わりを持つことを避け続ける場合もある。子どもにとって保護者は唯一の親である。今後は保護者の満足の把握についても当該施設の特長を踏まえつつ可能な範囲で実施することが期待される。</p>		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【コメント】	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>3名の第三者委員への連絡先は「園のせいかつ」（子ども向け生活のしおり）に記載されて周知されている。苦情（相談・要望）が出された際には、苦情受付担当者である倫理委員を中心に話し合う。事案により、主任に相談し施設長へと報告される。第三者委員まで提出された事案は、職員会議で報告されている。このような苦情解決の体制はあるが、「苦情対応の流れ」図には、子ども・保護者が第三者委員へ直接苦情を申し立てる流れがないので改めることが望まれる。また、受付の記録用紙や話し合われた記録がないので実態が不明瞭である。苦情解決の仕組みが、より機能するためには、苦情（相談・要望）件数や内容の把握を明確にして分析することにも期待したい。</p>		
【コメント】	② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p>子どもが相談できる個室、応接室、家庭支援センター会議室等がある。子どもの意見表出の場として、毎月のグループ集会と年4回のグループ代表者会議を設けている。集会時にはテーマを示した資料によって、個々の子どもの発言を促し解決力を身に付けられるようにしている。日頃の相談においても、自分が話しやすい職員の誰とでも相談ができることを口頭で伝えている。</p>		
【コメント】	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>「苦情対応の流れ」が図として示され、日常的な子どもからの相談・意見も含まれる。受付後は、倫理委員会を中心に当日中に返答し、内容により主任・施設長に相談、月2～3回の職員会議での周知、第三者委員への報告も行われている。匿名性に配慮できる意見箱は設置されていたが、特定の子どもの投書が続いたことを理由に廃止してしまった。出された相談・要望は連絡日誌に記載し、対応した内容は育成日誌に記載している。</p>		

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
インシデント報告においては、ヒヤリハット報告の作成と提出、一年ごとの集計と分析が行われ、結果は職員研修にて周知されている。ヒヤリハットのファイルには、「ヒヤリハットとは、危険な事態や何等かの事故につながる恐れや可能性がある出来事」と明記されている。しかし、提出されたヒヤリハットには事故・けが等につながったものが多く出されている。危機管理における重要性を意識して職員研修につなげておりながら残念である。ヒヤリハット提出の必要性や分析後の活用における職員の意識向上を高めるためにも、ヒヤリハットと事故・ケガとの線引きを施設として明確にすることを期待したい。		
【コメント】	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
感染症への対応マニュアルが整備されている。特に新型コロナウイルス感染症に関しては、写真付きでわかりやすく実践的である。防護服の着用や消毒が明記され、職員会議後に実地訓練が行われている。感染に限らず有事には、施設長による参集体制となる。施設長の対応が難しい場合には、副施設長・主任へと流れていく代行体制である。施設に看護職はなく、感染症対策委員会は今後も重要な組織として設置が期待される。また、不織布のつなぎ（上下着衣タイプ）から着脱が容易なガウン（エプロンタイプ）に変更する、といった感染状況に応じたマニュアルの見直しも、適時行われることで効率と効果が高まることに期待したい。		
【コメント】	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
災害時における様々な資料が準備され、施設周辺のヒグマ対策も行われている。災害時に必要とされる備品・食料品はリスト化して管理されている。食料は、72時間対応で、3日間分のメニュー表が作成されている。食料備蓄やメニューは栄養士が担当している。災害時の安否確認は、外出時の届けにより連絡・確認をする。避難行動は、「職員の心得」に示され、年度初めに説明されている。施設作成のマニュアルと外部資料を含めて多量の資料が綴じられている。広範に網羅されている反面、マニュアルとしての活用の視点では、内容の適時変更や改正箇所が分かりづらい。災害時対応として実効性の高い統一されたマニュアル化に期待したい。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
ケアマニュアルは、幼児版から小学生、中学生、高校生の4分類で、学齢による対応基準の違いを反映させて日課の流れとして作成されている。職員には、年度開始時に職員研修を通して基本を理解できるようにしている。ケアマニュアルをもとに、個々の子どもに合わせた柔軟な養育・支援が提供されている。ケアマニュアルで気づいたら都度、職員が主任に伝えていることから、「ケアワークはソーシャルワークである」とする施設独自の方針の理解と子どもへの支援に向けた向上心がうかがわれる。		
【コメント】	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
ケアマニュアルは、実践の基本として確認・使用されることで、職員から現状に応じた意見が出されている。しかし、意見が出されながらマニュアルに反映されたところが見られない。また、ケアマニュアルは、子どもの養育・支援の基本としての作成のため、ケア場面に応じた具体的な実施方法までには反映されていない。毎年見直されていても、幼児以外は平成29年度より内容の変更はない。変更がなくても見直しをしたことを示すうえでも改正に関する文言を入れることが望まれる。現在、小規模化に備えて設備と人員に応じたケアマニュアルの作成を行っている段階である。小規模化の1年目は大変であると自覚しており職員は意欲的なので、今後が期待される。		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①

42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

b

【コメント】

自立支援計画は、個別援助計画書及び個別援助のモニタリングを基本に作成されている。子どもの担当職員が個別援助計画を作成するために、25枚に及ぶ詳細に項目分けされたアセスメントシートが準備されている。このアセスメントシートは上司に提出するものではなく、担当者が個別援助計画作成時に必要と思われる項目に手書きしている。個別援助計画及び自立支援計画書の作成後は、主任が確認している。アセスメントは自立支援計画作成の要であるが、全体としての自立支援計画の作成会議（カンファレンス等）は行われていない。援助計画と自立支援計画に基づく支援が、より充実するためにも会議の記録などを書面に残すことが期待される。

②

43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

b

【コメント】

定期以外の急を要する自立支援計画の見直しは、子どもが安定している時期は変更がない。児童相談所での措置変更時には対応する見直しと変更が行われている。援助計画・自立支援計画の評価・見直しについての手順（カンファレンス等の開催や会議録）を再検討した後は、更に計画に基づく支援が充実することが期待される。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①

44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【コメント】

子どもの状況に対する記録には育成記録がある。子どもの担当職員が記録をつけているが、担当者以外の記録はなく、数日、記録が抜けていることがある。現在は、一人の子どもに対して担当者が二人体制となっている。担当者が不在時には主任が記録している。今後は、この体制が活かされることが期待される。また、家族から連絡が頻繁な場合に、家族対応の記録が続き、子どもの記載が長期間ないケースが見られた。記録が支援計画に活かされるように、個別援助計画で示されたアセスメントに向けた支援の明記が期待される。また、記録は最終的には紙媒体としてファイリングされているが、年度の記載がないため、過去の記録の活用が困難な状況になっている。記録が職員間の共通のツールとして活用できるように記録の整備に期待したい。

②

45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【コメント】

子どもに関する記録の管理について規定があり、現状での管理方法としては徹底されているが体制としては十分とはいえない。子どもの記録は職員室のパソコンを使用、終了後はUSBメモリに移して専用保存してパソコンには残さない。情報漏洩の観点からサーバーやクラウドへの保管というバックアップ体制はとっていない。1週間程度で印刷して紙媒体で保管している。USBに限った保管のため、破損時にはデータの打ち直しとなる。子どもや保護者からの情報開示に対する規定やマニュアルはなく、都度対応するようになっている。マニュアルを含めた情報開示規定の作成を期待したい。

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
【コメント】	① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p>「権利擁護の取り組み」をもとに研修を行っている。「人権擁護チェックリスト」を用い、子どもの人権については「ケア基準活用マニュアル」で学んでいる。子どものグループ集会を通して、子どもの意見表明をする力を養う土壌づくりをしている。また、性的指向や性自認による悩みには、情報の提供をしつつ、集団環境に働きかけている。現在、小規模化に向けてケアマニュアルの見直しをしている。この機会に、権利擁護に基づいた養育・支援を、具体的な標準的な実施方法として全職員が共有していくことに期待したい。</p>		
(2) 権利について理解を促す取組		
【コメント】	① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p>子どもは、自分の意見を言う集会を通して、権利を学んでいる。コロナ感染症を協力して乗り切っていることで、子どもに、互いを思いやる気持ちが育ち、キャンプ行事等ではその力が発揮できた。日々の生活の中から、具体的な場面に合わせて、自分と相手の権利を学ぶ経験をしている。月に1度、倫理委員会による「子どもへの聞き取り調査」を実施している。</p>		
(3) 生い立ちを振り返る取組		
【コメント】	① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p>3年前から「ライフストーリーワーク」を実践している。出自を知らないことで卒園後に、苦しむ例があったことから、現在、在園児の全員について、児童相談所から情報提供を受けたり、近い親族等から出生にまつわるエピソードを聴き取ったりしている。子どもとの窓口は、基本的に担当職員となるが、主任、心理職、家庭支援担当者がフォローしている。</p>		
(4) 被措置児童等虐待の防止等		
【コメント】	① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>「権利擁護の取り組み」に＜被措置児童等に対する虐待対応の流れ＞があり、通告・届出について周知している。児童福祉法改正については、職員会議で説明をしている。アンケート結果から、子どもの外部への届出に対する認知が低かったこともあり、グループ集会を活用して説明を強化した。今後、子どもに提供する情報の出し方として、小規模化に合わせた子ども向けの冊子作成を考えている。</p>		
(5) 支援の継続性とアフターケア		
【コメント】	① A5 子どものもので生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p>児童相談所に職員が面会に行き、事前に子どもの希望を聞いている。在園児には、入所児のための計画を立て子ども集団に馴染めるように、受入れの準備をしている。措置変更や家庭復帰については、施設での子どもの情報を提供するだけでなく、場合によっては退所後の子どものフォローや、保護者対応を担っている。</p>		
【コメント】	② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>高校入学時から3年間を通して、リービングケアに重きを置いている。職員と一緒に調理と生活費等の家計管理を経験している。アルバイトを経験させて自己理解に繋げている。退所後には、フードバンクの食材を届け、家庭訪問・電話等で連絡を絶やさない。支援に気兼ねをする子どもには退所後のサポートをすると伝えている。退所児童自立支援担当を配置している。現在は、直近3年間での退所児童とは全員と連絡が取れており、リービングケアがアフターケアに繋がっている。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
<p>① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p> <p>【コメント】</p> <p>施設の心理職は生活支援も担っている。心理職も普段の生活から子どもと関わることにより、日常的に子どもの担当職員と協働して心理的課題を共有した支援を行っている。職員は、子どもの話をよく聞き、受容するようにしている。子どもの育成歴等の記録を読み、理解に努めている。子どもの職員への信頼関係はアンケートでは辛い点もあった。しかし、どのようなことがあっても、子どもの感情や言動もまるごと受け止めて、今後の支援に結びつけようとする前向きな姿勢がみられた。</p>	a	
<p>② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。</p> <p>【コメント】</p> <p>子どもは、「幼児」「小学生」「中学生」「高校生」の4種の「ケアマニュアル」にある日課を基に生活している。高学年になって部活動などにより帰宅が遅くなっても、可能な限り子どもと向き合える時間を職員は取れるようにしている。「朝シャン」したい本人の要望があれば、遅刻しない時間帯に起床を促している。</p>	a	
<p>③ A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。</p> <p>【コメント】</p> <p>2022年度より「グループ代表者会議」に力を入れている。代表者でなくても、グループ集会では、自分たちの快適な生活を考え、個々が意見を言えるように支援している。また、自らの要望や意思を伝えることが乏しい子どもには、「伝える」「意思を表明する」大切さを、生活の折々で伝えている。</p>	a	
<p>④ A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p> <p>【コメント】</p> <p>子どもは個々の要望で、「塾」「スタディメイト」「英会話」等の有料・無料のボランティア等を利用することができる。学齢や発達に応じて、「漢字検定」を施設内を会場で実施している。学習の習慣付けにもなり、合格した達成感がその後の成功体験を促す契機になるので、本人の物事に対するやる気が出るように支援している。施設内の体育館は、部活競技の練習や冬季・雨期のランニングにも使われている。</p>	a	
<p>⑤ A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p> <p>【コメント】</p> <p>普段の生活において、基本的な生活習慣を確立できるように支援している。様々な課題に関連付けながら年齢、発達に応じた社会の常識や規範などが習得できるよう支援しているが十分ではない。スマホの所持は、基本的には保護者の契約となる。施設長が代理となることもある。契約に至る男女差やフィルタリング機能設定の有無等のスマホに関するルールを再点検、文書化することが望まれる。また、スマホの所持を始め現代的な問題として、SNSやインターネットといったメディアリテラシーを高めることにも期待したい。</p>	b	

(2) 食生活		
【コメント】	① A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
嗜好調査を献立に反映するだけではなく、普段の会話からメニューの要望を把握して食事内容を工夫している。「食育年間計画」を基に食材の購入から調理、施設内のファーム（農園）を活用、片付け迄を体験しながら学ぶ機会となっている。「食育だより」「給食だより」を毎月発行し、食事のマナー、食品や栄養に関する情報、人の体や健康に関する情報を提供している。		
(3) 衣生活		
【コメント】	① A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
施設では、小学校高学年から洗濯が自分できるように支援している。服の購入は、職員が同行して一緒に選んでいる。自分に似合う服が分からない子どもには職員と一緒に考える場を設けている。		
(4) 住生活		
【コメント】	① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
居室では家具の配置を工夫し、個々の居場所を確保できるようにしている。破損箇所は、見つけしだい修繕している。共用部は定期的にリフォームされ、整った居住環境を提供することで安心感のある居場所として感じられるようにしている。		
(5) 健康と安全		
【コメント】	① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
小児科嘱託医、児童精神科嘱託医、他複数の医療機関と連携を図っている。子どもによっては担当職員の他、心理職も通院同行し、心身の把握と理解に努めた支援を職員間で共有している。服薬の管理は各グループでミスのないように誤薬には十分に留意している。		
(6) 性に関する教育		
【コメント】	① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
性についての正しい知識を得る機会としては、個別の相談の他には、教材も利用しながら同性職員から性について教えている。また、「ライフストーリーワーク」を実践しながら命の尊さについても伝えている。集団生活の施設内の安全・安心のために、夜間見回りの回数を増やし、死角となるような場所を再点検している。		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
【コメント】	① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
心理プログラム対象の子ども以外でも行動上に問題のある場合は、心理職がアセスメントや援助計画・自立支援計画の策定時に関わっている。施設嘱託の精神科医の他、子どものかかりつけの医療機関と連携して心身の安定を図っている。問題発生時以前に、子どもの担当職員、役職、心理職とが情報を共有し連携対応が可能な準備をしている。		
【コメント】	② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
職員は、子どもの生活に寄り添っている。言葉にできないSOSや本人は問題と捉えていない事柄を察知できるように観察している。子どもの些細な変化を感じ取り、その日のうちに他の職員に伝えている。口頭の他に、手書きによる「連絡ノート」で引き継がれ、施設内で暴力・いじめ・差別などが生じない支援に努めている。		

(8) 心理的ケア		
【コメント】	① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
心理プログラムを受けている子どもは10名である。心理的ケアに関しては、入所している子ども全員を対象と考えているので、アセスメントには必ず心理職が入るようにしている。心理職は3名だが、それぞれのユニットを担当して、生活支援の中で子どもと接して、担当職員とともに具体的な支援方法を一緒に考えている。		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
【コメント】	① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
子どもは、希望に合わせて、塾や学習ボランティアを利用している。学習意欲の低さは、自己肯定感の低さに繋がると考え、学習習慣を見直した。漢字検定を通して、子どもが意欲的になるペースづくりから始めた。子どもの特性に合わせて教材を作り変えることで、達成感に繋げている。また、支援学級に通う子どもについては、学校と連絡帳や電話で引継ぎをして、学校のカリキュラムに合わせたドリル等を用意している。		
【コメント】	② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
進路選択は、子どもと関係者の意見を聞き、自立支援計画にまとめている。「就学者自立生活支援事業・社会的養護自立支援事業・身元保証人確保対策事業」等や、奨学金、施設独自の「児童自立支援基金」により支援している。不登校の場合には、学校と連携しながら在籍を続けて、措置延長や措置継続を活用している。		
【コメント】	③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
子どもには、アルバイトを経験させて社会の仕組みやルールに対する自己理解に繋げている。リビングケアとして生活費の使い方を考えさせている。バイト先でのメンタルケアにも気を使っている。「働くこと」については、参考本を使って教えている。障がい特性を抱える子どもは多く、コミュニケーションの難しさから、かみ砕いて説明している。		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
【コメント】	① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
家庭支援専門員は、子どもの担当職員と家族関係調整の長期目標と短期目標を決め、フォローしている。保護者対応は子どもの担当職員だが、心理職と家庭支援専門相談員も共に家族調整をしている。交流ができない保護者には、月に1度手紙や写真を郵送している。保護者への連絡方法と面会外出の一覧や、時系列に家族支援状況の記録がある。		
(11) 親子関係の再構築支援		
【コメント】	① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
親子関係の再構築では、子どもが親の面倒を見なければならぬと思込んでいる例がある。親と子では最終目標が異なり、家族像が一樣ではないことを伝えている。保護者に精神疾患や障がいがある場合には、子どもの成長に応じて教えている。保護者とは、担当職員と家庭支援専門員、心理職も交えて話し合っている。保護者からは、退所後も相談したいとの電話連絡が多く、保護者支援にも力を入れている。		